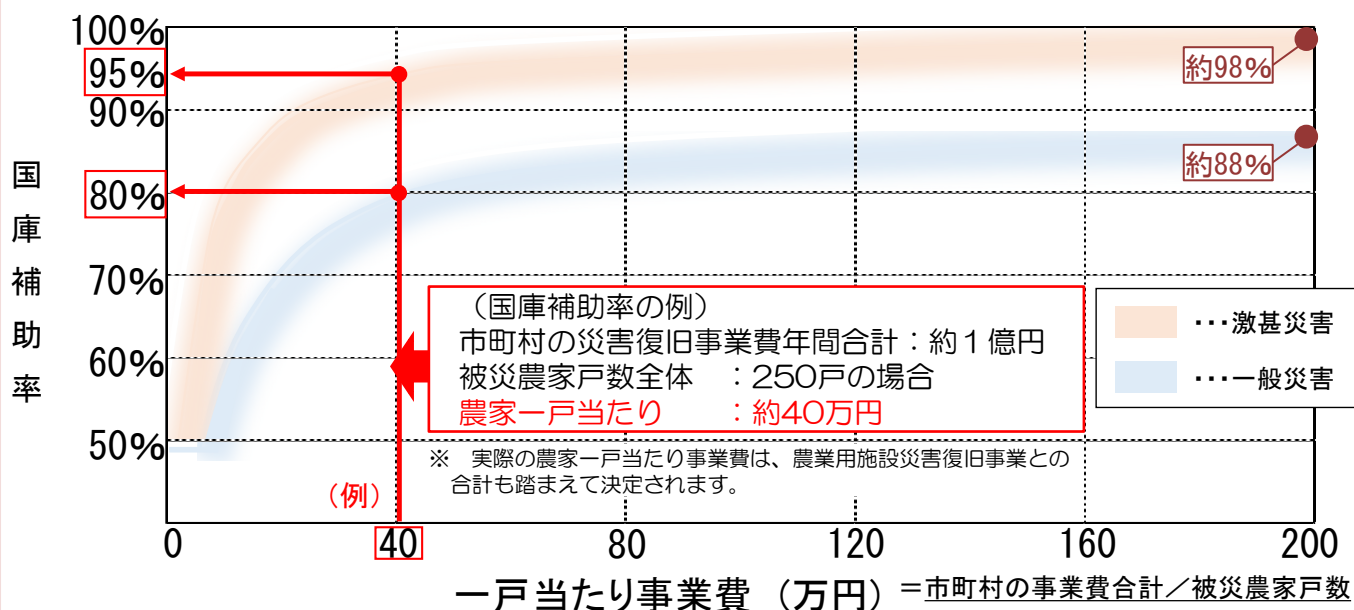


農地災害復旧事業は、基本補助率50%から、市町村の災害復旧事業費と被災農家戸数に応じて国庫補助率が嵩上げされ、農家負担が軽減されます。

## 農地の補助率の目安



※ 最終的な補助率は、災害発災翌年の3月に確定します。

## 地元負担の例（激甚災害を受け、補助率95%の場合）

復旧費用

国庫補助

地元負担

|                     |                |   |                   |    |
|---------------------|----------------|---|-------------------|----|
| 被災農地A<br>復旧費用：800万円 | 国 95%<br>760万円 | + | 県、市町村等<br>合計：40万円 | 農家 |
| 被災農地B<br>復旧費用：200万円 | 国 95%<br>190万円 | + | 県、市町村等<br>合計：10万円 | 農家 |
| 被災農地C<br>復旧費用：40万円  | 国 95%<br>38万円  | + | 県、市町村等<br>合計：2万円  | 農家 |

※ 近年の実績（平均）では、一般災害で約80%、激甚災害で約95%まで補助率が嵩上げされています。  
※ 1箇所費用が40万円以上であれば、災害復旧事業に申請可能です。

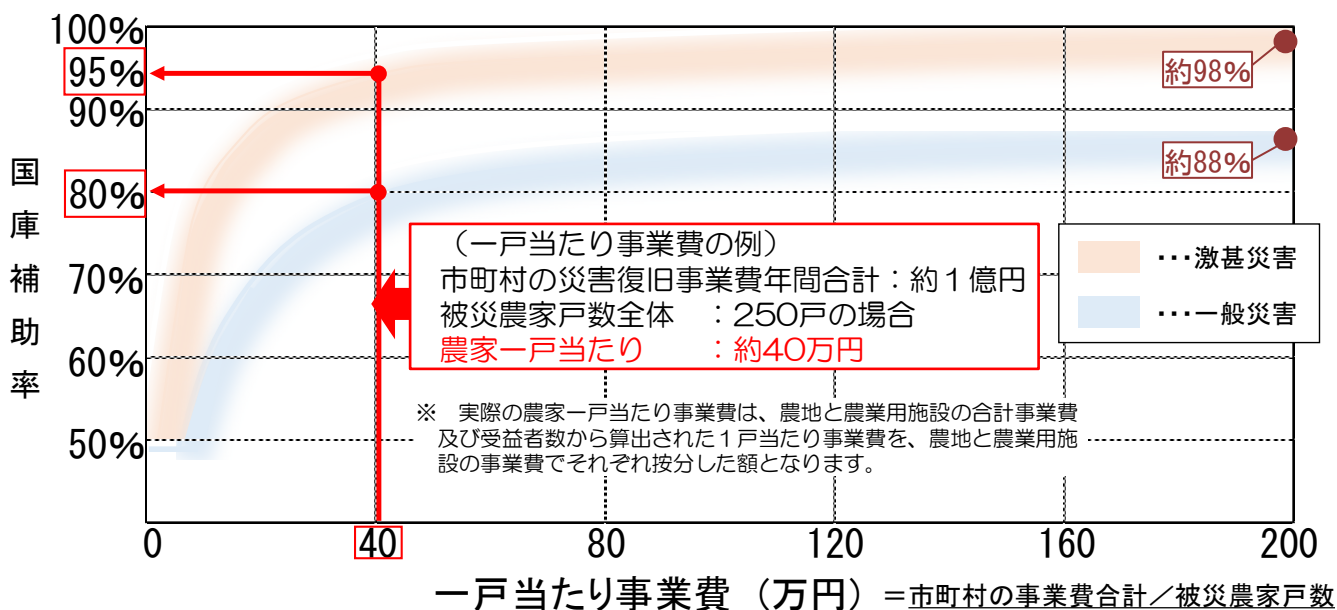
● 以下の内容については、市町村にお問い合わせください。

- ① 1戸当たり事業費の目安
- ② 地元負担の県、市町村、農家等の負担割合

各市町村の連絡先を記入

災害復旧事業は、農家負担軽減の観点から、市町村の災害復旧事業費と被災農家戸数に応じて、国庫補助率が増高する仕組みとなっています。また、国庫補助の残額を市町村が負担する場合、地方財政措置が講じられます。

## 農 地 の 補 助 率 の 目 安

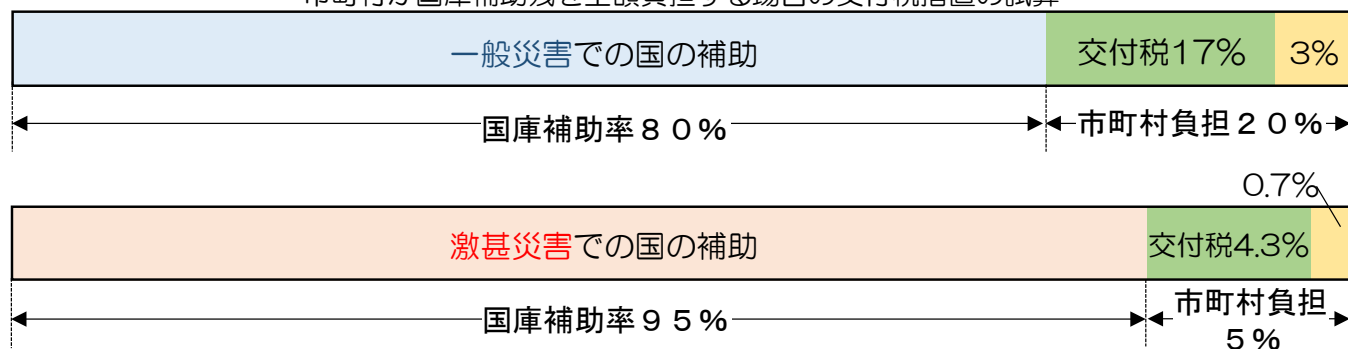


※ 補助率の確定は、発災翌年の3月となります。（災害査定と補助率増高申請を了した後）

## 市町村負担に対する地方財政措置

補助災害復旧事業債：国庫補助残を市町村が負担又は改良区等を助成する場合、費用の90%まで起債でき、そのうち95%が地方交付税措置算定の基礎となる基準財政需要額に算入されます。

特別交付税：市町村の災害復旧事業費の合計の2%※が特別交付税で措置されます。※市町村の場合市町村が国庫補助残を全額負担する場合の交付税措置の試算



※ 上記とは別に、特別交付税＝災害復旧事業費×2.0%が措置されます。

## お問い合わせ先

必要に応じ、都府県等の連絡先を追記ください

## 担当部課名

## 電話番号

## 担当部課名

## 電話番号

全国 農村振興局整備部防災課災害対策室 03-6744-2211

東北 東北農政局農村振興部防災課 022-262-1394

関東 関東農政局農村振興部防災課 048-740-0563

北陸 北陸農政局農村振興部防災課 076-232-4727

東海 東海農政局農村振興部防災課 052-223-4640

近畿 近畿農政局農村振興部防災課 075-414-9562

中四国 中国四国農政局農村振興部防災課 086-224-9424

九州 九州農政局農村振興部防災課 096-300-6517

北海道 北海道農政部農村振興局農村整備課 011-204-5425

沖縄 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-1652